概要版

第３期
甘楽町子ども・子育て支援事業計画

令和７年（2025 年）３月

甘　　楽　　町

◆計画策定の趣旨

近年、核家族化の進展や地域におけるコミュニティの希薄化などにより、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子育ち・子育てを社会全体で支援していくことが大きな課題となっています。

本町では、平成27年３月に「甘楽町子ども・子育て支援事業計画」（１期）、令和２年３月に「第２期甘楽町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの健全な育成や子育て支援策を進めてきました。

このたび、第２期計画が令和６年度末で終了することから、これまでの町の取り組みを振り返るとともに、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のために第３期計画を策定します。

◆計画の期間

本計画の期間は、令和７年度から令和11年度までの５年間とします。なお、計画期間中における社会情勢の変化や法制度の変更等に対しては柔軟に対応し、必要に応じて見直しを行うこととします。

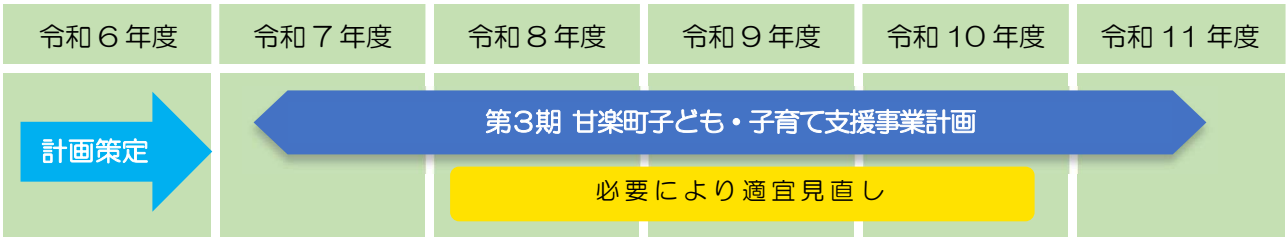

◆計画の対象

本計画の対象は、子ども、子育て家庭、地域住民、各種団体、学校、企業、行政等、地域社会を構成する全ての個人及び団体とします。

◆年齢別児童数の推計

本計画の対象期間（令和７年度～11年度）における将来児童数を、住民基本台帳を元に推計しました。甘楽町の児童数は年々減少する傾向をたどっており、令和７年以降も減少が続くと予想されます。

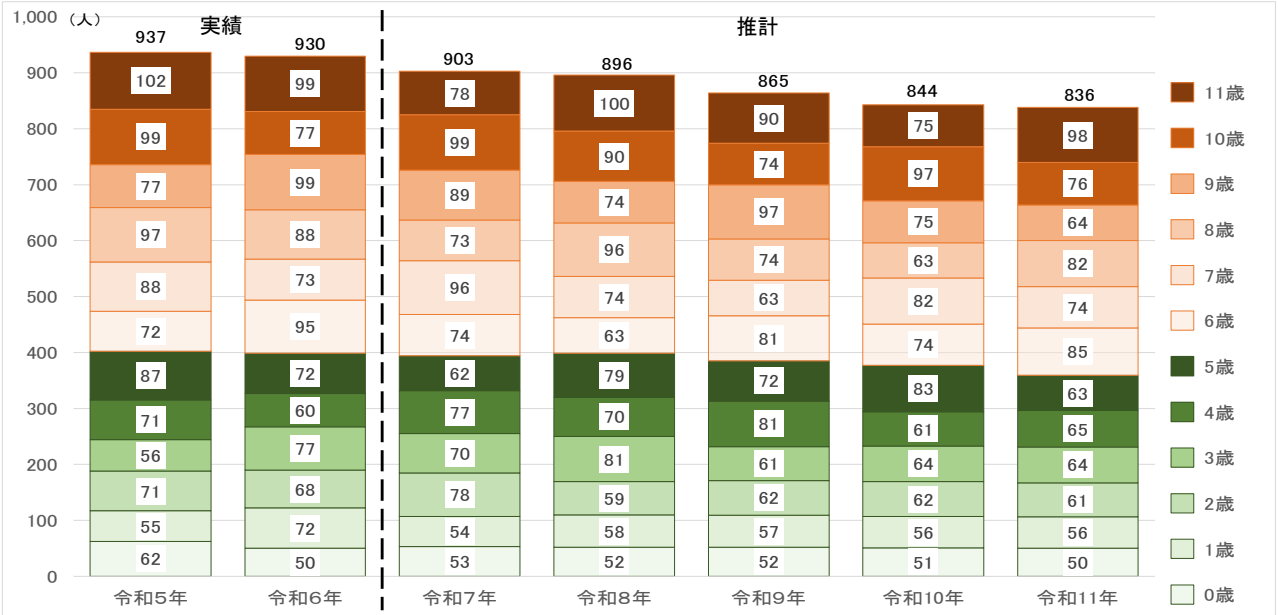

資料【実績：住民基本台帳各年４月１日現在】【推計：コーホート変化率法による推計値】※推計値は小数点以下を四捨五入しているため、合計は表記された数値の合計と一致しない場合があります。

◆結婚・子育て支援ニーズ調査の概要

教育・保育等に関する利用意向等のニーズの状況把握や町民の子育て支援に関する意見等を把握し、子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とするために保護者へニーズ調査を実施しました。

■調査対象者：町内在住の就学前児童・小学生の保護者（584件配布／477件回収／回収率81.7%）

■回答結果（一部抜粋）

・回答者の半数近くが、教育・保育施設等の不定期（一時預かり等）の利用を希望しています。

・父親の就労は約９割、母親の就労は約８割であり、共働き世帯が回答者の多くを占めています。

・回答者の約２割が「かんらまち病児・病後児保育室を利用したことがある」と答えました。

・充実を図ってほしい子ども・子育て支援施策の上位５項目は、「児童館」、「経済的支援」、「保育サービス」、「親子イベント」、「放課後子ども教室・学童保育」です。

◆課題への対応方針

結婚・子育て支援ニーズ調査の結果から抽出された各課題への対応方針は以下のとおりです。

【課題１】 不定期の教育・保育事業（一時預かり等）のニーズへの対応

不定期、短時間の利用等、日常生活のなかで起こり得る保育ニーズへの対応の充実を検討します。

【課題２】 共働き世帯とその子どもへの支援

共働き世帯の増加に対応するため、教育・保育施設の環境の充実を図ります。

【課題３】 病児・病後児保育事業の利用の向上

町では令和５年４月から病児・病後児保育事業を開始しましたが、実際に利用したとの回答が少なく、周知方法や利用しやすい運営方法を検討します。

【課題４】 新たな子どもの居場所づくりへの対応

新たな子どもの居場所づくりとして、児童館の設置、子ども食堂の支援等について検討します。

【課題５】 安全の確保や公園の整備

庁内関連部署や関係機関との連携を深めて、子どもが元気な町を目指します。

【課題６】 放課後子ども教室・学童保育事業の充実

令和４年４月から学童保育所を小学校区ごとに設置し、放課後子ども教室と連携して事業を実施していますが、児童と保護者の利便性向上のため、運営方法を検討します。

◆計画の基本理念

子どもたちが健やかに生まれ、元気にいきいきと成長し、家族が子どもを育てることに喜びと生きがいを感じ、地域のみんなで子どもや子育て家庭を支えるまちづくりを推進するため、計画の基本理念を下記のとおり設定し、子育て支援施策を展開していきます。

やさしさと 活力にあふれ
子育ての楽しさを 実感できるまち

◆計画の体系

基本理念の実現に向け、以下３つの基本目標及び施策の体系を設定します。

〔基本理念〕

やさしさと 活力にあふれ 子育ての楽しさを 実感できるまち

〔基本目標〕	〔基本施策〕	〔施策の方針〕	〔個別の取り組み〕
1 いきいきと子どもが生まれ育つまち	1 親と子のこころとからだの健康支援	(1)安心感のもてる妊娠・出産の支援	①妊娠届出時健康相談 ②妊婦健診 ③妊婦歯科健診 ④母親学級 ⑤産婦健診・産後ケア ⑥不妊治療・不育症治療費用助成事業
		(2)子どもの成長と発達の支援	①乳幼児訪問指導 ②新生児聴覚検査 ③1か月健診 ④乳幼児健康診査 ⑤健康相談 ⑥産後サポート事業 ⑦産後ヘルパー事業 ⑧乳幼児発育・発達支援 ⑨歯科保健事業 ⑩予防接種事業
		(3)食育の推進	①乳幼児期の食育の推進 ②小中学生の食育の推進 ③栄養相談
		(4)小児保健医療体制の充実	①かかりつけ医の普及 ②養育医療
	2 生きる力を育む教育の充実	(1)家庭教育の支援	①相談窓口の充実 ②子育て講座の開催 ③ブックスタート事業
		(2)乳幼児教育の充実	①ウッドスタート事業 ②保育士等の研修 ③保育園・認定こども園・小学校の連携強化 ④英語教育の推進
		(3)ともに子育てを担う意識の醸成	①親となるための意識啓発 ②出前講座「いのちの誕生のお話」
	3 子どもの居場所づくりと子どもを守り育てる活動	(1)子どもの安心・安全な居場所の提供	①児童館の開設 ②放課後子ども教室 ③学童保育所 ④既存施設の開放と利用促進 ⑤子ども食堂の推進 ⑥不登校児童生徒の支援
		(2)子どもを守り育てる活動	①子ども会活動等の支援 ②スポーツ少年団活動の促進 ③活動団体等への支援 ④読書ボランティア養成講座、読み聞かせ活動 ⑤子どもを対象とした各種講座・イベントの開催 ⑥スポーツを通じた世代間交流の促進
2 にこにこと子どもを育てるまち	1 子育て家庭全般への子育て支援の充実	(1)子育てに関する情報提供の充実	①広報紙・ホームページ・SNS の活用 ②パンフレット等の作成・配布
		(2)子育ての精神的・身体的負担の軽減	①こども家庭センターでの相談支援 ②地域子育て支援センター事業 ③子育てサークル活動の支援 ④子育てサポーターの養成と活用
		(3)多様なニーズに応じた保育サービスの実施	①延長保育事業 ②休日保育事業 ③一時預かり事業 ④ファミリーサポートセンター事業 ⑤病児・病後児保育事業
		(4)子育ての経済的支援	①妊婦のための支援給付 ②出産祝金 ③国保出産育児一時金 ④産前産後期間の国保税軽減 ⑤国民健康保険子育て世帯支援事業補助金 ⑥医療費の助成 ⑦児童手当 ⑧家庭子育て世帯応援金 ⑨幼児教育・保育の無償化 ⑩保育料減免事業 ⑪給食費無料化 ⑫入学応援金 ⑬学童保育所保育料の減額 ⑭英検受験料補助金
		(5)多様な働き方の実現	①育児休業制度の定着促進 ②労働時間短縮等の促進 ③就労支援事業
	2 特に援助を必要とする家庭への支援	(1)ひとり親家庭への支援	①自立支援の促進 ②児童扶養手当 ③医療費の助成
		(2)障害のある子どもと家庭への支援	①特別児童扶養手当 ②補聴器購入等の助成 ③育成医療 ④障害児保育 ⑤早期療育支援体制の充実 ⑥療育支援の場の拡充 ⑦学習環境の整備 ⑧特別支援教育就学援助費 ⑨特別支援学校就学援助費
		(3)子どもの貧困対策の推進	①学習支援 ②要保護準要保護就学援助費 ③受験料・模擬試験料補助 ④ヤングケアラーへの支援
3 みんなで子どもを育むまち	1 安心・安全な生活環境の整備	(1)子育てにやさしい生活環境の整備	①公園等の適切な維持・管理 ②公共施設等へ子ども用設備の整備促進
		(2)子どもの安全の確保	①通学路の安全確保 ②交通安全教室 ③交通安全施設の整備 ④誤飲・溺水・転落・やけど等の事故防止対策 ⑤地域パトロール活動等の促進 ⑥防犯教室等の開催
		(3)自然災害対策の推進	①防災訓練 ②総合的な防災学習
	2 子どもの人権尊重と権利擁護の推進	(1)子どもの権利の尊重	①子どもの人権尊重 ②人権啓発活動
		(2)児童虐待の防止と対応	①甘楽町要保護児童対策地域協議会 ②虐待等に関する相談支援 ③児童虐待の予防 ④虐待の早期発見と対応

◆子ども・子育て支援の具体的事業目標

子ども・子育て支援法に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画には「就学前の教育・保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、量の見込み、確保方策（確保量）及び実施時期等を記載することとされています。

（１）教育・保育事業の見込量と確保量

児童数の推計値と「結婚・子育て支援ニーズ調査」結果、実績値に基づき、教育・保育の見込量（必要となる利用定員総数）を推計しました。「見込量」に対応するよう、「確保量（確保可能な利用定員総数）」を設定します。

区　　分			令　和 ７年度	令　和 ８年度	令　和 ９年度	令　和 10 年度	令　和 11 年度
１号認定		見込量（人）	30	30	30	30	30
		確保量（人）	30	30	30	30	30
２号認定		見込量（人）	169	171	172	172	171
		確保量（人）	169	169	169	169	169
３号認定	０歳児	見込量（人）	32	32	32	32	32
		確保量（人）	21	33	33	33	33
	１歳児	見込量（人）	45	45	45	46	44
		確保量（人）	37	49	49	49	49
	２歳児	見込量（人）	52	53	53	52	52
		確保量（人）	48	54	54	54	54
合　　計		見込量（人）	328	331	332	332	329
		確保量（人）	305	335	335	335	335

【現状】

・町内には公私連携・幼保連携型認定こども園１園と公私連携型保育園１園があります。

【計画期間の方針】

・利用定員の見直し等により、ニーズ量は段階的に確保できる見込みです。

・利用定員より量の見込みが多い場合は、弾力的運用により児童を受入れる予定であり、待機児童０を維持します。

認定区分について

１号認定：　満３歳～小学校就学前で、幼児期の教育を希望する子ども

２号認定：　満３歳～小学校就学前で、保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども

３号認定：　満３歳未満で、保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども

（2）地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保量

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の見込量を定めます。「見込量」に対応するよう、事業ごとに「確保量」を設定します。

事業名	事業概要	令和 11 年度（計画最終年度）	
		見込量	確保量
利用者支援事業（こども家庭センター型）	子育て家庭や妊産婦への相談や情報提供、助言等必要な支援を行います。	１か所	１か所
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	乳幼児と保護者を対象に情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育ての相談、情報提供、助言等の支援を行います。	430 人回	１か所
妊婦に対して健康診査を実施する事業	安全な分娩と健康な児の出生を目的に妊婦健康診査の費用を負担し、定期検診を促します。	750 人回	750 人回
乳児家庭全戸訪問事業	保健師・保健推進員・助産師が生後４か月までの乳児がいる家庭を訪問し、乳児の発育や母親の健康状態の把握、情報提供や指導・助言を行います。	50 人	50 人
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家庭等の養育能力を向上させるための支援を行います。	２人	２人
短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）	保護者の疾病等の理由で子どもの養育が一時的に困難になった場合に、子どもを児童養護施設等で一時的に保護します。	３人日	３人日
夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）	保護者が仕事等の理由で平日の夜間に不在となり、家庭で子どもを養育することが困難となった場合に、子どもを児童養護施設等で保護し、生活指導、食事の提供等を行います。	２人日	２人日
一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）	認定こども園に在籍している園児（１号）を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かる事業です。	4000 人日	4000 人日
一時預かり事業（保育園）	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育園において必要な保育を行います。	50 人日	50 人日
一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ・保育園以外）	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、地域子育て支援拠点、ファミリーサポートセンター等において必要な保育を行います。	206 人日	206 人日
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化などに対応するため、認定こども園・保育園等で通常保育の時間を超えて保育需要へ対応します。	110 人	110 人

病児・病後児保育事業	子どもが病気中や病気からの回復期にあって、家庭で保育ができないときに、専任看護師等を配置し、保育園等に付設された専用スペースにおいて保育を行います。	50 人日	50 人日
子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）＜就学児のみ＞	乳幼児や小学生の保護者等を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。 ※未就学児については、一時預かり事業（幼稚園Ⅰ型・保育園以外）に計上しています。	3人日	3 人日
放課後児童健全育成事業（学童保育所）	保護者が仕事等のために昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、安心・安全な居場所を提供するとともに、遊び等を通じて児童の健全な育成を図ります。	103 人	103 人 3か所
放課後子ども教室事業	放課後に小学校の空き教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、児童に対して遊びや学習、体験活動等の取り組みを実施します。	3か所	3 か所
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、不安や悩みの傾聴、家事・子育て等の支援を実施します。	3人日	3 人日
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	認定こども園及び保育園等に通っていない満３歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間帯等で園を利用できる事業です。	36 人日	36 人日
妊婦等包括相談支援事業	妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ります。	240 回	240 回
産後ケア事業	出産後１年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行います。	66 人日	66 人日

◆計画の推進

計画の推進に当たっては、施策を総括する部署が計画の進捗状況を把握し、町民及び関係機関・団体等と連携し総合的な施策の実現を図ります。

また、子ども・子育て審議会において計画の実施状況を点検・評価し、必要に応じて事業計画の検討や見直しを行います。